



# 埼玉県報

第384号  
令和5年(2023年)  
2月3日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指定（秩父環境管理事務所）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 医療情報システム更新業務に関する契約の相手方等の公示（総合リハビリテーションセンター）
- 土木積算システム維持管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（建設管理課）
- 富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 令和4年度埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校ほか3校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 県道花園本庄線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道下高野杉戸線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道下高野杉戸線の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第九十一号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定した。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 土砂の搬入を禁止する期間

令和五年二月十一日から令和五年八月十日まで

#### 二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷並びに同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千八百三番の土地

## 告 示

### 埼玉県告示第九十二号

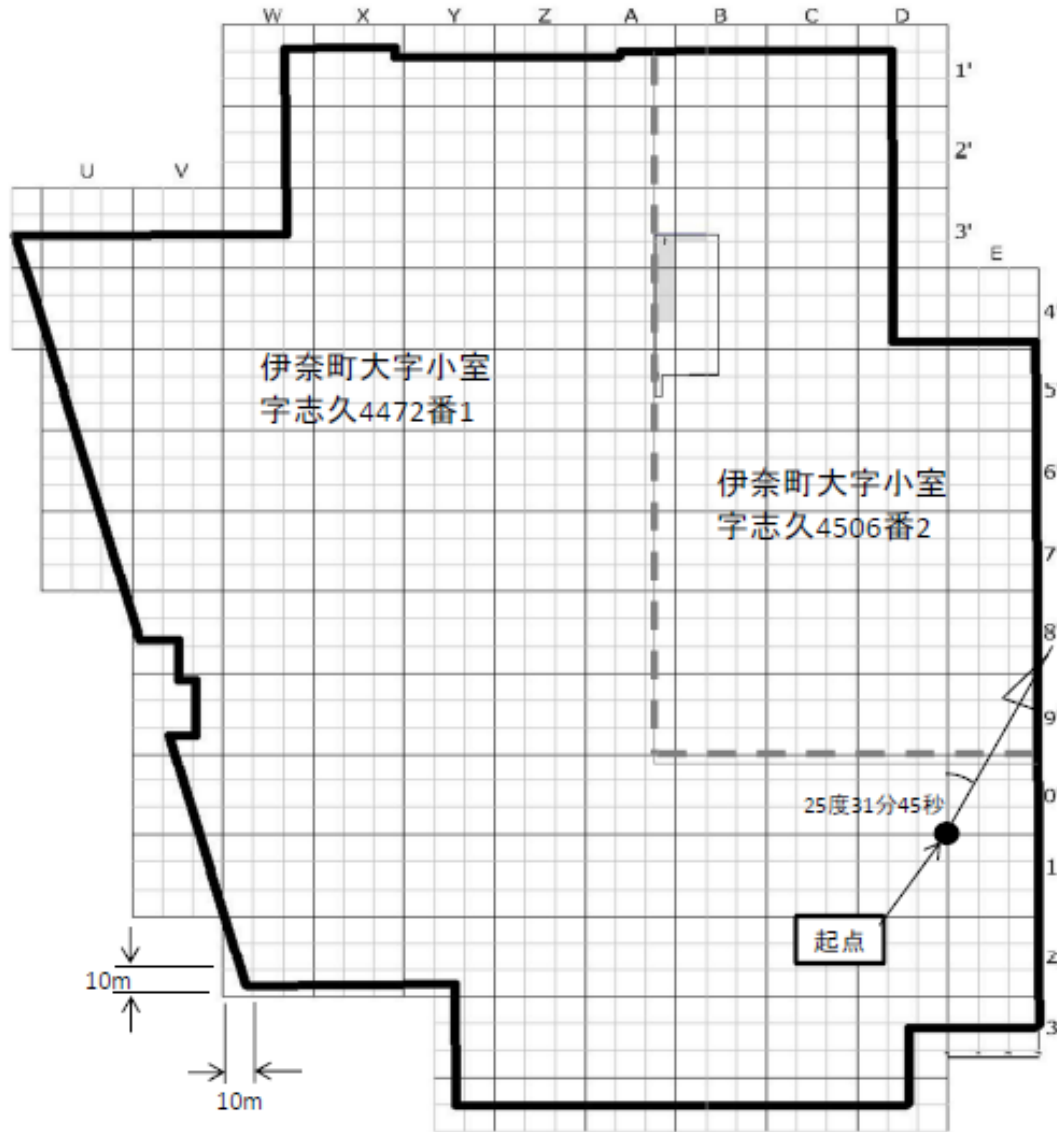
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四千五百六番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



- : 敷地境界
- - - : 地番境界
- : 形質変更時要届出区域に指定する区画

**起点**  
起点は埼玉県北足立郡伊奈町大字小室志久4472番1の既往調査起点とする  
(世界測地系 X:-1174.235, Y:-18363.273)

格子の回転角度 25度31分45秒

## 告 示

### 埼玉県告示第九十三号

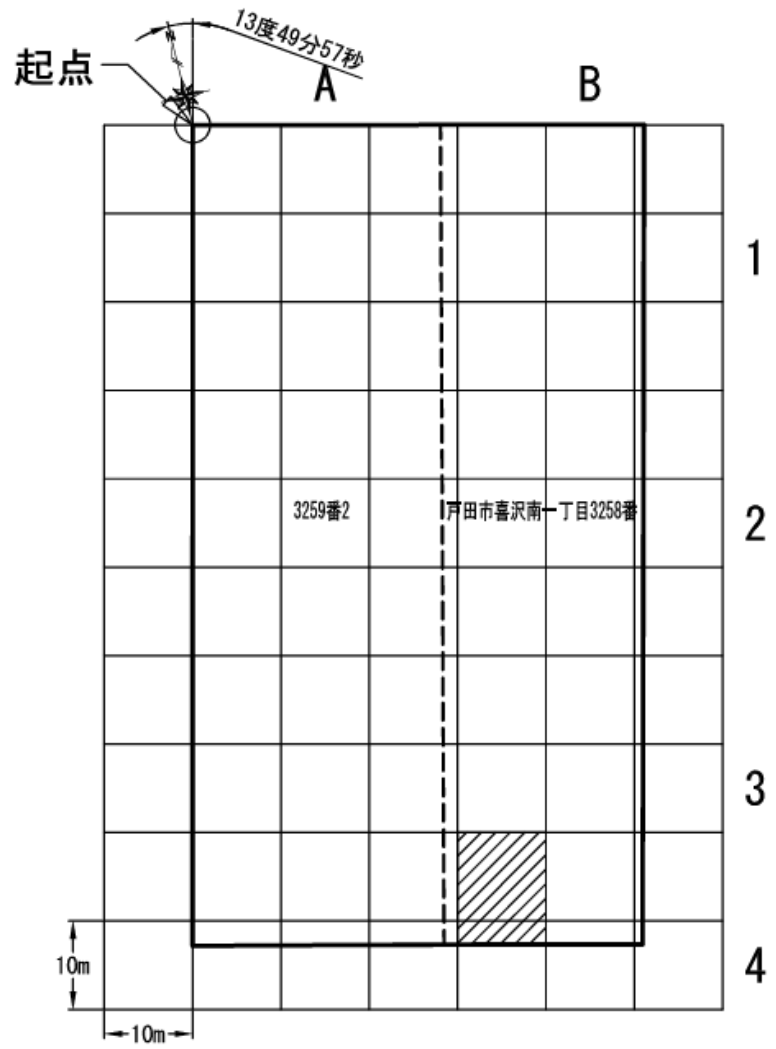
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県戸田市喜沢南一丁目三千二百五十八番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

# 別図



凡 例

- 筆境界
- ▭ 敷地
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

**【起点】**  
 起点は、戸田市喜沢南一丁目3259番2の最北端とする。

**【格子の回転角度 13度49分57秒】**  
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

## 告 示

### 埼玉県告示第九十四号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕



- 1 購入等件名及び数量  
医療情報システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総合リハビリテーションセンター医事担当 埼玉県上尾市大字西貝塚148  
番 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 5 年 1 月 4 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額  
268, 159, 210円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1  
項第 2 号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
土木積算システム維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県土整備部建設管理課土木積算・建設IT担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年12月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
52,447,794円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第九十七号

富士見市から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

令和4年度埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校ほか3校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年1月6日

4 落札者の氏名及び住所

FLCS株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

27,126,660円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年12月2日

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 花園本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一地先まで	本庄市栗崎字古川端一四九番一 地先から同市栗崎字東一三七六番	区 間
一〇三・〇四	一五・〇〇 )	敷地の幅員 (メートル)
六二〇・六二		延長 (メートル)
道路改築工事による。		備 考



## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>路 線 名</p>	<p>花園本庄線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市栗崎字古川端一一四九番一 地 先から同市栗崎字古川端一一五二番 二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年二月三日</p>
<p>備考</p>	<p>令和五年二月三日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告 示第一号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 長一九・八四メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

下高野杉戸線	路線名
北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四四九番五地先から同郡同町大字下高野字後宿四五七番一地先まで	供用開始の区間
令和五年二月三日	供用開始の期日
令和三年十月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一三二・八一メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年二月三日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

#### 一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 下高野杉戸線 北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四四九番五地先から

同郡同町大字下高野字後宿四五七番一地先まで

#### 二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

#### 三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 四 占用の制限の開始の期日

令和五年二月四日

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年二月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第四号	指定番号
第一項第五号 第四十二条	指定に係る 道路の種類
日 令和五年二月三	指定の年月日
九番四 埼玉県児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十	指定に係る道路の位置
四十六・一六	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

## 告 示

### 埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年二月三日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

#### 一 日時

令和五年二月八日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 県議会令和五年二月定例会提出予定案件について

ロ 令和五年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

ハ その他